

令和6年6月 公布  
令和7年12月 全面施行

# 第三次・担い手3法について

～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

---

国土交通省  
不動産・建設経済局 建設業課  
令和6年8月

# (1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)</li> <li>・誘導的手法 (理念、責務規定)</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

### (3)建設業法・入契法改正(関法)の背景と方向性

#### 背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



#### 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】  
給与がよい  
休日がとれる  
希望がもてる  
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

# (1)建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要。



## 最近の賃上げ施策

### 発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

○公共工事設計労務単価を12年連続で引上げ。 (+5.99%)

年度	単価(円)
H09	19,121
H10	19,116
H11	18,584
H12	16,263
H13	15,871
H14	15,394
H15	14,754
H16	14,166
H17	13,870
H18	13,723
H19	13,577
H20	13,361
H21	13,344
H22	13,047
H23	13,071
H24	15,179
H25	16,190
H26	16,678
H27	17,704
H28	18,078
H29	16,632
H30	19,392
H31	20,214
R2	20,409
R3	21,084
R4	22,227
R5	22,227
R6	23,804

※ コンサルタント等の技術者単価や建物の保守・点検業務等の労務単価も引上げ

- 取引実態に即した公共契約・変更。
  - ・最新の単価を予定価格に反映。
  - ・材料費変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
  - ・低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
  - ・同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

### 労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ(R6.3)
  - ・技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会

- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
  - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査。(毎年度)
  - 加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を实地調査(令和5年度)
  - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

## 全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比; +6.0% (平成24年度比; +85.8%)  
 主要12職種 (23,237円) 令和6年3月比; +5.6% (平成24年度比; +85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

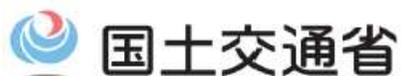
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。  
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 改正建設業法に基づく「労務費の基準」について

---

国土交通省 不動産・建設経済局

令和7年9月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

---

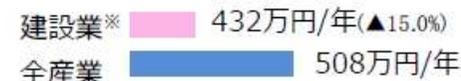
## 技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。

建設業  
就業者

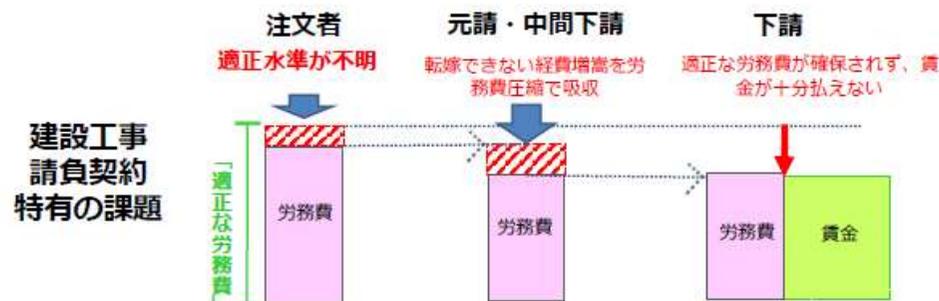


賃金



- 一方、建設工事の請負契約の特性 (※) を背景として、過度な重層下請構造の下、労務費 (賃金の原資) は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

(※) 総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



## 建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく適正な賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化。
- 建設業者において適正な賃金支払等の技能者の処遇確保がなされるよう、適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることを図る。
- このため、**中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止**し、違反した業者は指導・監督、発注者は勧告・公表の対象とする。

✓ **適正な見積り促進等による契約時の労務費確保**、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第19条の3）による**労務費の必要経費等へのしわ寄せ防止**、**確保された労務費の技能者までの支払い担保**のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の現地調査・改善指導（同法40条の4・同法41条）、必要に応じた許可行政庁による強制力のあ  
る立入検査等の実施（同法31条）**等により、改正法の実効性を確保**。



# 労務費の基準の「作成」の方針

令和7年8月6日  
第9回WG資料より抜粋

労務費の基準については、以下の方針に沿って作成する。

## (1) 「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- **労務単価**については、**公共工事設計労務単価を適用**することとし、労務費の基準は、公共工事設計労務単価と同様、原則として都道府県別に示す。
- **歩掛**については、**国土交通省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛や公共建築工事標準単価積算基準等）を**活用**する。
  - ・ ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないもの（※）があれば、それも活用する。
    - ※例えば、自治体工事の歩掛を国が参考として示している場合などが候補として考えられる。
  - ・ 国土交通省直轄工事での発注実績がなく**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅**については、**歩掛調査**を行う。
  - ・ 国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工事を含む）など、やむを得ない場合には、**以下の作成方法により基準を設定**する。

「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」
- 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、**労務費の基準を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示**する。（個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正を行う。）

## (2) 「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、一つの工種（作業）については一つの標準的な規格・仕様（※）についてのみ労務費の基準を作成するものとする。**
  - ※例えば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3.5～4.0m程度」、「ラーメン構造階高2.8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれるが、そういった違いは契約当事者間で補正を行う。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種（作業）をどの程度区別するか等は、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討し決定**する。
- 技能者の経験・技能に応じた適正な水準の労務費の確保については、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な場合等においては、別途、個々の建設工事において労務費を上乗せすること等により適正な水準を確保する。

## (3) 「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において受注者側による適切な見積りがなされるよう促すことを前提として、**更新については、公共工事設計労務単価や基準の前提となる歩掛の改定と連動して、随時（年1回程度）とすることを基本とする。**

# 実効性確保のロードマップ



## 労務費に関する基準

令和7年12月2日  
中央建設業審議会決定

### 目次

第1章 総論	
(1) 背景	3
(2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置	4
(3) 労務費に関する基準の作成及び動告に係る検討	
①経緯	4
②労務費に関する基準の位置づけ	5
第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費	
(1) 基本的な考え方	
①適正な労務費の水準	6
②個別の請負契約に当てはめる際の留意点	6
(2) 職種分野別の基準値	
①基準値の位置づけ	7
②基準値の定め方	8
③基準値の決定と改定の手続き	9
第3章 本基準の実効性を確保するための施策	
(1) 実効性確保策の全体像	11
(2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組	
①基本的な考え方	12
②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理	12
③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進	13
④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化	13
⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督	14
(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組	
①基本的な考え方	14
②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保	15
③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供	15
④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化	15
(4) 公共工事における上乗せの取組	16

### 第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

### 第5章 結びに

- 「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
  - ①経緯
  - ②労務費に関する基準の位置づけ

## 第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
  - ①適正な労務費の水準
  - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
  - ①基準値の位置づけ
  - ②基準値の定め方
  - ③基準値の決定と改定の手続き

## 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
  - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
  - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
  - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保
  - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
  - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乘せの取組

## 第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のもの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

## 第5章 結びに

- 第1章では、第三次・担い手3法が成立した背景や、改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置、労務費に関する基準（以下「本基準」という。）の作成及び勧告に係る検討（経緯、位置づけ等）について記載。
- 第2章では、適正な労務費の水準や、本基準を個別の請負契約に当てはめる際の留意点、職種分野別の基準値（基準値の位置づけや定め方、決定と改定の手続き）について記載。

## 第1章 総論

### (1) 背景

### (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置

### (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

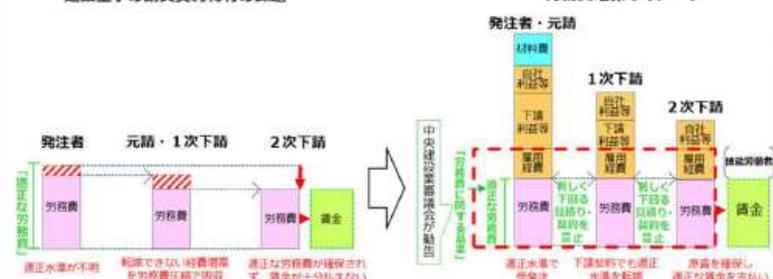
#### ①経緯

#### ②労務費に関する基準の位置づけ

- ・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成。
- ・あわせて、第3章に記載した施策等により、実効性を確保。

【図1】

建設工事の請負契約特有の課題



## 第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

### (1) 基本的な考え方

#### ①適正な労務費の水準

- ・建設業に従事する技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡り確保により他産業並み以上の水準への処遇改善を実現することを目指す
- ・具体的には、個々の建設工事の請負契約において、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（適正な労務費）を、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「施工量」を乗じる式によって計算して得られる値に相当する額とする。

#### ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

- ・労務単価については、工事の施工場所が属する都道府県に適用される公共工事設計労務単価を使用し、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- ・CCUSレベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、技能者の確保に要するコストが高い場合等においては、受注者が労務単価を割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要。
- ・公共工事設計労務単価には技能者の賃金相当分以外の経費は含まれず、別途、請負契約の中で必要額が別途計上されることが必要。

- 第3章では、本基準の実効性確保策について記載。
- 第4章では、本基準を運用する上で考慮すべきその他の事項について記載。
- 第5章では、本基準の目的を果たすために、各主体に期待される役割について記載。

## 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

### (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

#### ② 契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保

・労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を標準請負契約約款に導入するとともに、活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

#### ③ 技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

・デンタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

#### ④ 労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

・労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切。

### (4) 公共工事における上乗せの取組

公共工事においては、賃金の支払等について、品確法等において、公共発注者としても一定の役割を果たすことが求められていることを踏まえ、

- ・入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化
- ・現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」を落札候補者に対して実施
- ・「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」を比較することについて、国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その手法を確立といった取組を推進。

## 第4章 その他

### (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のもの見積りに係る取扱い

### (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

・締結された請負契約について、本基準等を踏まえて著しく低い労務費等に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請、下請を問わず、既存の「駆け込みホットライン」に適宜相談することが可能。

### (3) 基準の見直し

・今後、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切。

## 第5章 結びに

・第三次・担い手3法の施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。このような、本基準の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められることを改めて指摘し、本基準の結びとする。